

改正

平成30年3月12日告示第29号

令和7年1月28日告示第8号

印西市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が契約する工事に関する検査を適正かつ効率的に執行するため、印西市契約事務規則（平成18年規則第19号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査担当部長 検査を担当する部の長をいう。
- (2) 検査担当課長 検査を担当する課の長をいう。
- (3) 工事担当部長 工事を担当する部の長をいう。
- (4) 工事担当課長 工事を担当する課等の長をいう。
- (5) 検査職員 規則第33条第1項の規定により検査を命じられた職員をいう。
- (6) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (7) 契約書 契約書及び契約約款をいう。
- (8) 設計図書 図面、特記仕様書、共通（標準）仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問書及び回答書をいう。
- (9) 監督職員 規則第31条第1項の規定により監督を命じられた職員をいう。

(検査職員)

第3条 規則第33条第2項に定める検査職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 専門検査員 検査担当課の職員
- (2) 特定検査員 市長が任命した工事担当課以外の職員で、電気、機械設備等の特定の検査を行うもの
- (3) 臨時検査員 市長が任命した工事担当課以外の職員
- (4) 指定検査員 工事担当課長が任命した工事担当課内の職員

2 前項に定める検査職員が行う工事の検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 専門検査員 請負契約金額が500万円以上の工事及びその附帯工事に関するもの
- (2) 特定検査員 請負契約金額が500万円以上の工事及びその附帯工事に関するもの
- (3) 臨時検査員 請負契約金額が500万円以上の工事及びその附帯工事の

検査のうち市長が特に必要と認めた期間内のもの

- (4) 指定検査員 請負契約金額が500万円未満の工事に関するもの
(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 完成検査 規則第33条第2項の規定により実施する検査
(2) 出来形検査 規則第36条の規定により実施する次に掲げる検査
ア 部分払検査 完了前に、出来形に応じて対価の一部を支払う必要がある場合における既済部分を確認するための検査
イ 部分引渡検査 目的物の一部を使用する場合において引渡部分を確認するための検査
ウ 契約解除検査 工事の施工途中において、やむを得ない事由により、契約を解除し清算する場合において既済部分を確認するための検査
(3) 中間検査 工事の施工途中に行う次に掲げる検査
ア 部分使用検査 契約により検査引渡し前に給付の一部を使用する場合において、工事の出来形、品質、出来ばえ等を確認する検査
イ 段階検査 特記仕様書等に定められた特約等により実施する検査において、実施状況、出来形、品質、出来ばえ等を確認する検査
ウ 確認検査 より良い品質の向上及び完成検査の補完等を目的とし、実施状況、出来形、品質、出来ばえ等を確認する検査
(検査職員の職務)

第5条 検査職員は、市長が契約を締結した工事に係る検査及び検査に関する事務の執行に当たる。

(検査の手続)

第6条 検査は、契約者の相手方（以下「請負者」という。）から完成通知書、出来形検査願又は中間検査願（以下「通知書」という。）等の提出を受けた日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条第1項に規定する日数以内に完了するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の通知書を受領した日から5日以内かつ履行期間内に、完成確認の上、工事担当部長に報告後、検査依頼書（別記第1号様式）に当該通知書の写し及び別表第1に掲げる検査に必要な図書類（以下「検査関係図書」という。）を添えて検査担当課長に検査を依頼しなければならない。ただし、中間検査においては中間調書（別記第2号様式）を、出来形検査においては出来形調書（部分払・部分引渡し）（別記第3号様式）又は出来形調書（契約解除）（別記第4号様式）を添付するものとする。
- 3 検査担当課長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに当該業務の検査職員を選定し、検査執行日並びに当該職員の職名及び氏名を検査実施通知書（別記第5号様式）により工事担当課長に通知するものとする。
- 4 工事担当課長は、前項の規定による検査実施の通知を受けたときは、速やかに検査実施日等について当該業務を担当する監督職員及び請負者に通知す

るものとする。

5 工事の施工途中において、検査担当課長が特に必要と認めた場合は、検査職員に命じ検査することができる。

6 前項の規定により検査を行うときは、検査担当課長は検査実施通知書により工事担当課長に通知するものとする。

7 指定検査員が執行する検査においては、第2項の検査依頼書の提出及び第3項の検査実施通知書による通知は省略するものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査は、請負者又はその代理人のほか、監督職員の立会いの上、行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、検査職員は、必要に応じ工事を担当する係の係長、室の室長又は班の主任の立会いを求めることができる。

(検査の方法)

第8条 検査は、規則第33条第2項の規定により、契約図書及び別表第1に掲げる検査関係図書に基づき、あらかじめ当該工事の内容を把握し、実施状況、出来形、品質、出来ばえ等について検査し、別表第2に掲げる検査に関する関係図書により、厳正かつ公正にその適否を判定するものとする。

2 前項の場合において、規則第33条第4項の規定により、必要に応じて、一部破壊若しくは分解又は試験を行うほか、地下、水中その他の不可視部分については、監督員の確認、出来形図、写真、規格証明書、品質証明書、保証書等により検査を行うことができるものとする。

(検査証の作成)

第9条 検査職員は、前条第1項の規定により検査した結果、工事の完了が確認されたときは、規則第33条第6項の規定により、検査証(別記第6号様式)を作成するものとする。

(工事成績評定表)

第10条 監督職員にあつては当該工事の完成後に、検査職員にあつては中間検査、出来形検査及び完成検査後に別に定める印西市工事成績評定等実施要領(平成23年訓令第7号)により、工事成績評定表を作成しなければならない。

2 監督員及び主任監督員は、前項の規定により作成した工事成績評定表を検査依頼書とともに検査担当課長に提出するものとする。

(検査の報告)

第11条 検査職員は、完成検査を行ったときは、検査証に工事成績評定表及び検査報告書(別記第7号様式)を添付して、市長に検査結果を報告しなければならない。

2 検査職員は、中間検査を行ったときは、中間調書を添付して、市長に検査結果を報告しなければならない。

3 検査職員は、出来形検査を行ったときは、検査証に検査報告書又は出来形調書を添付して、市長に検査結果を報告しなければならない。

4 検査職員は、検査の結果、手直しが必要であると判断したときは、速やか

に検査担当課長に報告しなければならない。ただし、軽微な手直し又は注意事項については、口頭により報告することができる。

(手直し)

第12条 検査担当課長は、前条第4項の報告を受けた場合において、工事の出来形、品質、数量等が契約図書又は出来形調書と相違し、又は不完全であると認めたときは、検査担当部長に報告し、手直し指示書(別記第8号様式)により検査担当部長から工事担当部長に指示するものとする。ただし、検査担当課長が中程度の手直しと認めたものは、手直し指示書により、検査担当課長から工事担当課長に指示できるものとする。

2 工事担当部長(工事担当課長を含む。以下同じ。)は、前項の指示を受けたときは、手直し指示通知書(別記第9号様式)により直ちに検査に係る当該工事の請負者に修補又は改造について、指示するものとする。

3 前条第4項ただし書の規定による軽微な手直し又は注意事項については、検査職員が口頭により指示することができる。

(手直し完了)

第13条 請負者は、前条第2項又は第3項の指示を受けたときは、指定の期間内に修補又は改造を行わなければならない。

2 請負者は、前項の修補又は改造を完了したときは、速やかに手直し完了届(別記第10号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。

3 工事担当課長は、前項の届出を受理したときは、完了確認の上、手直し完了報告書(別記第8号様式)、手直し完了届及び必要な図書類を添えて、検査担当課長に提出するものとする。

4 前条第3項の軽微な手直しについては、検査職員の指示に従い、手直し写真等により報告するものとする。

5 検査職員は、前項の報告を受けた日から第6条第1項に規定する期間までに第1項の修補又は改造の措置を確認するものとする。

6 第8条及び第11条第1項(添付書類に係る部分を除く。)の規定は、前項の確認及び確認報告をする場合に準用する。

(検査結果の通知)

第14条 検査担当課長は、検査職員が行う検査について認定するものとする。

2 検査担当課長は、前項の規定による認定をしたときは、認定通知書(別記第11号様式)に検査証及び工事成績評定表の写しを添付し、工事担当課長に通知するものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該認定に係る請負者に検査結果通知書(別記第12号様式)を交付し、検査結果通知書交付簿(別記第13号様式)に必要な事項を記録し整理保管するものとする。

(引渡書の提出)

第15条 前条第3項の規定により検査結果通知書の交付を受けた請負者は、当該契約に係る目的物について工事目的物引渡書(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2号ア及び第3号の検査は、こ

の限りでない。

(検査を委託した場合の措置)

第16条 市長が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定により検査職員以外の者(以下「受託検査員」という。)に委託して検査を行わせた場合においては、受託検査員から当該検査の結果について、検査証その他検査の内容を明確にした書類を提出させるとともに、検査に際しては、検査職員を立ち合わせなければならない。

2 第11条の規定は、前項の受託検査員について準用する。

(検査台帳の作成及び検査資料の保管)

第17条 検査担当課長は、工事検査台帳(別記第15号様式)を作成し、検査報告書類とともに整理保管するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日告示第29号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月28日告示第8号)

この告示は、令和7年2月1日から施行する。

別表第1（第6条、第8条）

検査に必要な図書類（検査関係図書）

番号	図書内容	備考
1	設計書	
2	設計において使用した積算書及び数量計算書	
3	千葉県土木工事共通仕様書による提出書類等	
4	印西市建設工事適正化指導要綱による提出書類	
5	施工計画書	
6	材料使用承認願（製品等の品質証明書又は規格証明書添付）	
7	千葉県施工管理基準による各種試験結果及び提出書類	
8	設計と出来形数量比較一覧表	
9	実測出来形図（出来形寸法は、朱書き）及び出来形管理図	
10	工事写真（施工記録等）	
11	材料納品伝票	
12	工事打合せ簿、履行報告書、工期変更及び工事内容変更協議書	
13	監督員が実施する立会記録又は検査の記録簿	
14	その他現場説明時の説明事項及び質疑応答集、指定した書類	
15	その他法令等に規定されている試験結果及び提出書類	
16	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書（建築、電気及び機械設備）による提出書類	
17	建築工事施工監理指針による試験結果及び提出書類	
18	電気工事施工監理指針による試験結果及び提出書類	
19	機械設備施工監理指針による試験結果及び提出書類	
20	その他官公庁、財団、協会等の指針又は基準による試験結果及び提出書類	
21	その他検査担当課長が特に必要と認めた書類	
22	材料確認書及び発生品引渡書	

備考 検査担当課長が特に認めた書類は、省くことができるものとする。

別表第2（第8条）

検査に関する関係図書

番号	図書内容	備考
1	千葉県土木工事共通仕様書、その他共通仕様書及び特記仕様書	
2	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書 (建築、電気及び機械設備)	
3	千葉県建設工事検査基準	
4	千葉県土木工事施工管理基準	
5	千葉県建設工事検査要綱	
6	J I S 及び J A S 等の基準	
7	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事監理指針 (建築、電気及び機械設備)	
8	その他関係法令及び関係法令に付随する構造等の基準	
9	その他官公庁、財団及び協会等の基準	
10	その他検査担当課長が認めた企業等の基準	